失踪宣告取消

〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番13号 大阪家庭裁判所家事受付係 TEL06-6943-5745

申立てに当たって必要なもの

- 1 失踪宣告取消審判申立書(必要事項を記載したもの)
- 2 失踪者の戸籍謄本(または戸籍記録の全部事項証明書)
- 3 失踪者の戸籍附票
- ※ 戸籍謄本又は戸籍記録の全部事項証明書と戸籍附票は、原則として、発行日から3か 月以内のもの
- 4 失踪者の写真(証明写真くらいの大きさのもの) 4枚程度
- 5 (申立人が失踪者以外の場合) 申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸 籍謄本または戸籍記録の全部事項証明書)
- 6 収入印紙 800円分
- 7 郵便切手 3352円分

(内訳:500円×2枚、350円×1枚、84円×20枚、50円×4枚、 10円×10枚、2円×6枚、1円×10枚)

※ 以上は申立てに当たって通常必要なものですから、審理の際に、さらに戸籍などの資料や収入印紙、郵便切手などをご提出いただく場合もあります。あらかじめご了承ください。

申立書などの提出先

失踪者の住所地の家庭裁判所

※ 後日、官報公告料として1763円の納付が必要です。裁判所からの連絡があってから納めてください。